
幹事会だより No.5

平成18年3月1日発行
副会長(科学者コミュニティー担当)
浅島 誠

今回は、2月23日に開催された第9回幹事会の概要について御報告いたします。

- 1 非公開審議事項について、審議が行われました。
 - (1) 一般の連携会員の候補者として483名が決定されました。今後、発令手続を経た上で、会長から任命される予定になっております。
 - (2) 委員会等へ委嘱する委員候補者について、審議が行われました。今回は、機能別委員会である「企画委員会」の「年次報告等検討分科会」、「国際委員会」の「持続可能な社会のための科学と技術に関する国際会議2006分科会」及び「PSA分科会」並びに課題別委員会である「ヒト由来試料情報を用いる研究に関する生命倫理検討委員会」の委員、「科学者の行動規範に関する検討委員会」の「行動規範作業分科会」及び「憲章作業分科会」の委員が決定され、また、機能別委員会である「国際委員会」の「AASSREC等分科会」及び課題別委員会である「学術 芸術資料保全体制検討委員会」への委員の追加が決定されました。

科学者の行動規範に関する検討委員会の行動規範作業分科会及び憲章作業分科会の設置については、後述する審議事項「科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱」の一部が改正されたことを受けて決定されたものです。
- 2 前回幹事会以降の諸報告が行われました。
- 3 審議事項について、審議が行われました。
 - (1) 4月10日(月)から12日(水)までの3日間開催される第148回総会の日程が決定されました。総会のほか、部会、各種委員会等も開催される予定です。詳細については、改めて開催通知で御案内いたしますので、御出席方よろしくお願いたします。
 - (2) 日本学術会議会則の一部改正に伴う「日本学術会議の運営に関する内規」の一部改正及び関係様式の制定、分科会の設置に伴う「分野別委員会運営要綱」の一部改正、地区会議の事務局に関する規定を見直す「日

本学術会議地区会議運営要綱」の一部改正、 申込書の様式を簡易に変更する「日本学術会議協力学術研究団体規程」の一部改正についての提案があり、審議の結果、4件とも原案のとおり了承されました。

- (3) 新たな課題別委員会の設置と設置要綱の決定及び課題別委員会に設置する新たな分科会についての提案がありました。

「教師の科学的教養と教員養成に関する検討委員会」の設置

知識社会に対応する教師の科学的教養や実践的知識の在り方などについて調査審議することを目的とするものであり、審議の結果、委員会の構成を「14名以内」から「16名以内」に修正することで了承されました。

「科学者の行動規範に関する検討委員会」の分科会の設置

行動規範の原案に関することを審議する「行動規範作業分科会」及び科学者憲章の改正に関することを審議する「憲章作業分科会」を設置するために、「科学者の行動規範に関する検討委員会設置要綱」の一部改正が提案され、審議の結果、了承されました。

- 4 本年8月から来年3月までの間の幹事会日程について、概ね毎月第四木曜日に開催されることが決まりました。

- 5 前回の幹事会の際に再検討することとされていた次の2つの委員会についての結果報告がありました。

- (1) 「子どもの心身活性化国家戦略基本方針策定に関する検討委員会」

委員会の名称について再検討した結果、「子どもを元気にする環境づくり戦略 政策検討委員会」という名称に決まりました。

- (2) 「地球規模の自然災害に対して安全 安心な社会基盤の構築委員会」

委員会の審議内容について再検討した結果、気候変動や地震による災害の分析並びにそれに対応する社会基盤及び社会制度等の検討を行うことが決まりました。

- 6 その他の事項について、意見交換等が行われました。

- (1) 会長の互選に関する日本学術会議細則の一部改正について、黒川会長から説明があり、推薦する候補者の人数、投票前の取扱いなどについて、意見交換が行われました。この件については、次回の幹事会で提案をし、4月に開催される総会に諮る予定になっています。

(2) 課題別委員会の設置の在り方について、前回幹事会での議論を受け、大垣副会長から議論用の資料が配布され意見交換が行われました。

課題別委員会は、社会が抱えるその時々課題について、科学者コミュニティを集約した適切な意見を時宜に応じて提言をするものであることが確認されました。そのため、課題別委員会の審議事項は日本学術会議として審議することが社会的に求められている課題又は社会的に必要な課題とすること、それにより同時に存在する課題別委員会の数は概ね10程度となること、設置期限は概ね1年間とすること、四半期に一度設置の検討が行われること、課題別委員会の検討は幹事会からの要請で企画委員会で行われること、課題別委員会として設置が認められなかった場合分野別委員会の分科会として設置することを妨げないことなどの方針が確認されました。会長、大垣副会長と事務局で、これを担保するための課題別委員会設置手続きの詳細を検討しています。

(3) 今回の幹事会で一般の連携会員の候補者が決定されたことを受けて、連携会員の日本学術会議への所属の在り方、連携会員への説明の必要性などについて、意見交換が行われました。

(完)